第十六条第二号中「港則法」の下に「（昭和二十三年法律第百七十四号）」を加え、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「国際通信書信号篇」を「国際信号書」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条中「、第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

第二十二条の表関門区の項中「（昭和二十三年法律第百七十四号）」を削る。

第二十六条中「第九条第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、「、試験を行う場所が東京都にある場合を除き」を削る。

別表第一聴力の項中「、三十センチメートル以上の距離で明らかに秒時計の秒時音を聞き取ることができること又は」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に水先修業生である者及び登録水先人養成施設の課程を修了している者に係る水先人試験については、この省令による改正後の水先法施行規則第十二条第一項及び第十六条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。